

防府市間伐材輸送費補助金交付要綱

令和2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林資源の培養を図り、国土保全及び水源の涵養に資するため、森林所有者等が行う間伐材の木材市場又はバイオマス材の専用受入施設への山土場からの輸送費補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「森林所有者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）
- (2) 森林所有者を構成員として組織する協業体
(補助の対象)

第3条 市長は、予算の範囲内において、森林所有者等に対し、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の額は、別表に定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは補助金を交付しないものとする。

- (1) 既に当該間伐材輸送費に係る他の補助金の交付を受けたことがあるもの
- (2) 市税等を滞納しているもの

(補助金の交付申請)

第4条 前条の補助金の交付を受けようとする森林所有者等は、事業が完了した後、速やかに間伐材輸送費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 間伐地施業図（山土場の位置がわかるもの）
- (2) 山土場から木材市場、バイオマス材受入施設までの輸送経路図
- (3) 木材市場、バイオマス受入施設の伝票等（数量がわかるもの）
- (4) 納税確認同意書（第2号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合、その内容の審査の結果、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の額を決定し、その旨を補助金交付指令書（第3号様式）により当該間伐材輸送費補助金交付申請者に通知する。

(委任)

第6条 補助金の交付を受けようとする森林所有者等は、補助金の交付申請、請求及び受領に関する事務を委任状により、第三者に委任することができる。

2 前項の規定により事務の委任を受けた者は、補助金の交付申請をするときは、第4号様式の委任状を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合には、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

運搬距離	用材（木材市場）	バイオマス材（受入施設）
10km 未満	1,000 円/m ³	500 円/t
10km 以上 20km 未満	1,200 円/m ³	600 円/t
20km 以上 30km 未満	1,400 円/m ³	700 円/t
30km 以上 40km 未満	1,600 円/m ³	800 円/t
40km 以上 50km 未満	1,800 円/m ³	900 円/t
50km 以上	2,000 円/m ³	1,000 円/t

第1号様式

間伐材輸送費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 防府市長

住所 _____

氏名 _____

間伐材を輸送しましたので、補助金を交付されるよう防府市間伐材輸送費補助金交付要綱第4条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 間伐地施業図
- 2 輸送経路図
- 3 受入伝票
- 4 納税確認同意書

第2号様式

納税確認同意書

年 月 日

(あて先) 防府市長

住所 _____

氏名 _____

防府市間伐材輸送費補助金交付要綱第3条第3項の規定により、補助金の交付を受けるには、森林所有者に市税の滞納が無いことが条件となっているため、市税滞納の有無について調査されることに同意します。

第3号様式

補助金交付指令書

指令 第 号

申請者 住所
氏名

年 月 日付けで補助金交付申請のあった間伐材
輸送費補助金については、防府市間伐材輸送費補助金交付要綱第
5条の規定に基づき、別紙内訳書のとおり金 円を
交付する。

年 月 日

防府市長

印

第4号様式

委任状

私は、次の受任者に、 年度防府市間伐材輸送費補助金の申請に関する
こと及び受領に関することを委任します。

年 月 日

防 府 市 長 様

委任者

住所

氏名

受任者

住所

氏名